

第6期第21回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月25日(水) 午後4時00分から午後5時05分

2. 開催場所 むかわ町産業会館 第1研修室

3. 出席委員 ○(27名)

4. 欠席委員 △(0名)

1番	清瀬 利一	○	11番	中澤 浩	○	21番	佐々木 保成	○
2番	鈴木 秀子	○	12番	佐田 正彦	○	22番	金谷 仁	○
3番	清野 薫	○	13番	藤岡 健人	○	23番	梅藤 勝	○
4番	小笠原 正実	○	14番	森山 幸治	○	24番	青木 茂美	○
5番	山谷 和彦	○	15番	石崎 代里子	○	25番	田代 英孝	○
6番	山本 好一	○	16番	土田 泰弘	○	26番	藤江 政利	○
7番	毛利 武	○	17番	伊藤 正人	○	27番	中島 勝美	○
8番	林 利輝	○	18番	貞廣 賢治	○			
9番	宇南山 浩利	○	19番	平島 道弘	○			
10番	星 力	○	20番	遠藤 一三	○			

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件

第6 報告第4号 農地法第4条の規定による意見聴取の結果に関する件

第7 報告第5号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件

第8 報告第6号 むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件

第9 報告第7号 農地法第41条第1項に基づく通知に関する件

第10 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第11 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第12 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

第13 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第14 議案第5号 農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件

第15 議案第6号 令和2年度むかわ町参考賃借料指標に関する件

第16 議案第7号 令和2年度むかわ町農作業標準賃金・機械作業料金指標に関する件

第17 議案第8号 下限面積（別段の面積）の設定に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 鎌田 晃、主査 大捕 悠生
穂別支局－支局長 高木龍一郎、主査 藤野 真稔

7. 会議の概要

事務局長	総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会 長	【会長挨拶】
議 長	本日の出席委員は27名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第6期第21回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。 それでは、日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、21番・佐々木保成委員と22番・金谷 仁委員の両名を指名したいと思いますよろしくお願いします。 （異議なし）
議 長	それでは、両名に決定いたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告7件、議案8件の合わせて15件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますよろしくお願いします。 （異議なし）
議 長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。 続いて、諸般の報告ですが、お手元の資料をもって説明に代えさせていただきます。それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	【報告第1号、朗読及び説明】 2ページになります。 2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。合計4件9筆・58,202㎡となっています。 1番は、借主の●●さんは平成27年度に新規就農し農地保有合理化事業を通して一時貸付を行いながら営農をしておりましたが、一身上の都合により離農をすることとなったため、解約を行ったものです。後の耕作者については、議案第4号でお諮りします。 2番から4番は、借主である●●さんの離農に伴い解約に至ったもので、後の耕作者については、議案第1号にてお諮りいたします。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。報告第1号について質問意見はありませんか。

		(質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第 1 号は承認することに決定いたします。 それでは、日程第 4 報告第 2 号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第 2 号、朗読及び説明】 3 月につきましては、議案に記載のとおり、3 月 1 6 日に穂別地区委員会、 1 7 日に川西地区委員会・川東地区委員会を開催しております。 それぞれの地区委員会において利用集積計画の利用権設定を審議しており、 川西地区委員会 4 件・川東地区委員会 1 1 件穂別地区委員会 1 件ともにいずれ も適当と判定しています。以上でございます。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第 2 号について、質問意見はありません か。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第 2 号は承認することに決定いたします。 続いて、日程第 5 報告第 3 号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題 といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第 3 号、朗読及び説明】 先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げ ますので、議案の 5 ページをお願いします。
議	長	ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願い します。
2 4	番	1 番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足は ありません。以上です。
1 6	番	2 番・3 番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に 補足はありません。以上です。
1 2	番	4 番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足は ありません。以上です。
議	長	ありがとうございました。報告第 3 号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第 3 号は承認することに決定いたします。 続いて、日程第 6 報告第 4 号「農地法第 4 条の規定による意見聴取の結果 に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主	査	【報告第４号、朗読及び説明】 １２月の総会でご承認をいただきました●●の●●〈農地所有適格法人〉が農産物処理加工施設の整備のため転用する案件ですが、転用要件から、議決後、北海道農業会議に意見聴取をかけていたところでございます。 その結果でございますが、７ページから９ページにありますとおり、許可相当である旨、回答があり、許可書を交付しましたのでご報告申し上げます。以上でございます。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第４号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第４号は承認することに決定いたします。 続いて、日程第７ 報告第５号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画（案）の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第５号、朗読及び説明】 １１ページから１３ページに申出書の写しを添付してございます。 １１ページ１２ページの申出書記載の農地は１月総会にてご承認いただきました集積計画に基づき、所有権が北海道農業公社に移り、売買代金の支払いが完了したことから、５年後の売渡までの期間、利用権設定に係る集積計画の作成申出が公社よりありました。 また、１３ページの申出書につきましては、先ほど報告第１号でご報告申し上げました●●さんの離農に伴う解約後の設定のついての申出書となります。これら申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。計画の内容につきましては、議案第４号にてご説明申し上げます。以上でございます。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第５号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第５号は承認することに決定いたします。 続いて、日程第８ 報告第６号「むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第６号、朗読及び説明】 農振整備計画の変更に係る件でございます。１５ページから照会内容がありますが、今回の変更につきましては、１６ページをご覧いただきたいと思います。 まず、農業振興地域整備計画ですが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく総合的な農業 振興のための計画となっており、目安を５年程度とし一定程度の期間で全体的な見直しをなささいよという内容となり今回はその全体的

主	査	な見直しをするための意見照会となっています。 主な変更内容を抜粋しご説明いたします。 まず、２番の内容の見直しですが、平成２５年３月作成の前回計画から経年による内容及び文言の修正が主となっています。なお、変更内容については、１７ページから３４ページに新旧対照表として添付しております。農業委員会業務に関わるポイントとしては、３１ページをお開き願います。 ２番の農業就業者育成・確保施設整備計画において「法人構成員住宅・従業員住宅及び宿舍」と内容変更がされます。これにより、法人・個人問わず農業経営体ではなく従業員であっても農用地区域内における住宅転用が可能となります。住宅なので農振除外の際の要件など詳細は別途求められると思いますが従業員等雇用確保のための内容が盛り込まれておりますのでご承知お願います。 再度１６ページにお戻りいただき３番につきましては、農振農用地区域について現行を基本としながら区域設定を行っていますが、農地利用されており農用地区域の指定がされていない農地に係る指定が（３）に、すでに農地として利用されていない土地についての農用地区域からの除外が（４）に記載しております。 これらの内容を踏まえ３５ページに回答内容がありますが、現在の農用地の利用内容や情勢にあった内容修正も行われており、特に問題がないと判断し計画変更に異議がないものとして回答をしておりますのでご報告申し上げます。以上です。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第６号について、質問意見はありませんか。 （質問、意見なし）
議	長	質問意見がありませんので、報告第６号は承認することに決定いたします。 続いて、日程第９ 報告第７号「農地法第４１条第１項に基づく通知に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第７号、朗読及び説明】 ３７ページをお開き下さい。 こちらは、令和元年９月総会において報告させていただきました●●地区の所有者が判らず、耕作者が不在である農地として農地法第３３条第１項に該当し、令和元年９月２日付けで告示をしていた農地ですが、３月１日付けにて公示期間である６か月が経過したところです。 ６か月間申し出がない場合、表題のとおり農地法第４１条第１項に基づき農地中間管理権の取得のため農地中間管理機構である北海道農業公社へ通知しますが、その通知を３８ページに添付しております。 また、３９ページも同様に告示しておりまして、４０ページにて北海道農業公社にて通知を行っております。 いずれも３月３日付けで通知をしておりますが、今後は中間管理機構と北海道において事務処理を行いながら、所有者不明の農地については北海道が中間管理機構へ農地中間管理権を、その後、中間管理機構から耕作者に対して利用

主	査	権を与える流れとなる予定で進めていくところです。今後、必要に応じて総会等でお諮りをしていきますのでよろしくお願いします。以上でございます。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第7号について、質問意見はありませんか。
		(質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第7号は承認することに決定いたします。 続いて、日程第10 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」をを議題といたします。なお、本案件中、●●委員が構成員となっている法人及び●●委員が被設定人となっており、議事参与ができませんが質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかおはかりいたします。ご異議ありませんか。
		(異議なし)
議	長	異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主	査	【議案第1号、朗読及び説明】 42ページになります。 1番は、●●さんが所有地の処分を行いたいとの意向から昨年まで耕作していた●●〈農地所有適格法人〉と売買を行うものです。 2番は、既に使用貸借権を設定し耕作しておりますが、期間満了を迎えるため同様の内容により更新の申請があったものです。 3番から5番は、報告第1号にて説明させていただいております●●さんの離農に伴い返還された農地分ですが、それぞれの設定人の希望により、●●さんへ賃貸借されるものです。 6番については、設定人である●●さんの離農に伴い、既に他の所有農地を賃貸借されております●●さんへ併せて管理をお願いしたいと賃貸借されるものです。 7番は、被設定人であります●●さんの要望と、設定人である●●さんの経営の効率化の観点が一致し、賃貸借されるものです。 以上、7件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 44ページから57ページまで、それぞれ、図面、調査書を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。
議	長	ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
18	番	1番について現地を確認してきましたので、報告します。

1 8	番	●●〈農地所有適格法人〉が●●さんの希望により農地を取得する案件ですが、昨年まで賃貸により耕作を行ってきており取得後もこれまでと同様大豆等を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに周辺農地への影響はないものと判断します。
1 0	番	2 番について現地を確認してきましたので、報告します。 2 番の期間満了に伴う再設定の案件ですが、現在も●●さんが経営主として野菜を中心に作付けしており、更新後も同様の計画となっています。これまでの耕作状況から、今後も適切に耕作されるとともに周辺農地への影響はないものと判断いたします。以上です。
1	番	3 番から 5 番、並びに 7 番の現地を確認してきましたので、報告します。 まず、●●さんの離農に伴う 3 番から 5 番の農地ですが、牧草が作付けされており一体化管理されております。●●さんに賃貸後も、現在同様に牧草を作付する計画となっておりますのでこれまでの耕作状況から、今後も適切に耕作されるとともに周辺農地への影響はないものと判断いたします。 続いて 7 番の●●さんと●●さんの賃貸借の分ですが、現地ではこれまで水稻の作付けをされており、●●さんが賃貸後も、同様に水稻が作付けされる計画となっております。こちらの農地も、これまでの耕作状況から、今後も適切に耕作されるとともに周辺農地への影響はないものと判断いたします。以上です。
1 1	番	6 番について現地を確認してきましたので、報告します。 申請地は、●●さんの離農に伴い、●●さんへ賃貸借する案件です。申請地では牧草を作付け、これまでの賃借地と一体化管理を行う予定です。これまでの賃借地では、適切に耕作されており、今後も適切に耕作されると思われ、周辺農地への影響もないものと判断します。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第 1 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第 1 号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第 1 1 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件」をを議題といたします。なお、本案件中、●●委員が転用者となっており議事参与ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかおはかりいたします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主査 【議案第2号、朗読及び説明】

59ページになります。

●●さんが牛舎を建築する案件でございますが、申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、転用は原則不許可ですが、本件は例外許可事由である農振農用地区域の指定用途である農業用施設用地への転用となります。

また、申請者が営農上必要とする農業用施設を整備する計画であり農地区分や転用目的は特に問題ないと考えます。面積・事業要件により北海道農業会議への意見聴取については不要案件となっております。

60ページから63ページまで、現況地目図・配置図等を添付しておりますので、ご確認いただきご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

24番 1番について現地を確認してきましたので、報告いたします。

本申請は、増頭などにより牛舎を新たに整備する計画です。申請地は、●●さんの経営地及び既存の施設と隣接した農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められ、転用目的、転用面積等も特に問題はないと判断します。以上です。

議長 ありがとうございます。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問意見がありませんので、議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。

続いて、日程第12 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に関する件」をを議題といたします。事務局の説明を求めます。

主査 【議案第3号、朗読及び説明】

65ページになります。

1番から3番まで一連の申請であり併せての説明とします。

●●地区にある3名の所有農地を●●〈法人〉が一時転用を行い、砂利採取・堆積場として利用する5条転用の案件でございます。

主	査	申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、転用は原則不許可ですが、農用地区域内農地の一時転用は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点から転用期間が原則３年以内であれば例外許可事由となります。 本申請は、２０２１年５月末を工期として申請があり３年以内となっています。さらに砂利採取の場合についての許可要件は次のいずれにも該当となる必要があります。 １点目は、採取後の農地復元に係る担保措置が講じられていることですが、●●＜法人＞と保証契約を締結した保証書を添付資料として提出いただき確認をしています。 ２点目は、農地の復元計画が当該農地や周辺農地の農業上の効率的な利用を確保する見地から適当であると認められることであり、こちらは現状、起伏がある農地を深さ３．３５ｍ程度、量にして４２，４００ｍ³の砂利を採取した後、事業主が所有する山からの土砂を搬入し転圧不陸均しにより平地に近い農地に戻す計画であり、復元後は当該農地や周辺農地の効率的な利用に資することも認められます。 以上、砂利採取に係る要件については問題ないと考え、さらに砂利採取計画の許可権者である北海道への事前協議や埋蔵文化財保護のための北海道教育委員会への事前協議など、他法令に係る手続きも完了しており、町や土地改良区からの同意も得ておりますので許可要件のすべてを満たしていると考えます。 なお事業要件により北海道農業会議への意見聴取は必要な案件となります。 ６６ページから７４ページまで、位置図・配置図・縦断図・土積計算書等を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議後決定くださいますようお願いいたします。
議	長	ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
9	番	１番から３番まで現地を確認してきましたので報告いたします。 砂利採取について採取内容、復元内容については事務局から説明のあったとおりですが、採取期間中は、その区域と周辺農地との間に保安用地を設け、距離をとることで周辺農地での耕作の妨げにならないよう計画もしており、転用目的、転用面積など、特に問題ないと判断しております。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。 （質問、意見なし）
議	長	質問意見がありませんので、議案第３号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なし）
議	長	ご異議がないようですので、議案第３号は原案どおり決定いたします。

議	長	続いて、日程第 13 議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、●●委員、●●委員が被設定人となっているため議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかおはかりいたします。ご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主	査	【議案第 4 号、所有権移転関係、朗読及び説明】 76 ページから、所有権移転 4 件です。 1 番から 4 番いずれも、報告第 3 号でご報告申し上げました、あっせんに伴う所有権移転となっています。 つづいて、81 ページから利用権設定 16 件です。 【議案第 4 号、利用権設定関係、朗読及び説明】 1 番は報告第 1 号の合意解約及び報告第 5 号でご説明しました、阿部さんの離農に伴い解約された農地について●●さんが一時貸付を行い耕作をしていくものです。 耕作者の規模縮小により新たに利用権を設定するものとなったのが、2 番・3 番・13 番・14 番です。 次に、報告第 5 号で申し上げた買い入れ協議により農業公社への所有権移転が完了したため一時貸付を行うものが、4 番・6 番・7 番・11 番・12 番です。 次に耕作者の離農により新たに利用権を設定するものが 5 番・15 番です。 補足説明として、●●さんについては今回上程していない農地もございますが、中間管理事業を利用する予定であり、現在調整中であるため来月の総会にて上程予定としています。 次に、これまでの耕作者と解約を行い新たに利用調整が整ったものが 8 番から 10 番となります。 16 番は、期間満了による継続の設定となっています。 以上、所有権移転 4 件 6 筆・利用権設定 16 件 31 筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。 所有権移転関係は 77 ページから 80 ページに、利用権設定関係は 84 ページから 99 ページに、それぞれの図面を添付しておりますので、ご確認のうえご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。
議	長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第 4 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

		(異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第４号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第１４ 議案第５号「農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主	査	【議案第５号 朗読及び説明】 １０１ページになります。 申込者は、先月の総会において農地所有適格法人として報告させていただき農用地の賃貸借等をご承認いただいた●●＜農地所有適格法人＞です。 賃貸借等が承認されたことにより経営概況が整いましたので、今後の農地取得を見据え、あっせん事業申込者の申し込みを受けたものでございます。 なお、経営形態に対する経営面積につきましても、基準を満たしており問題ないことを申し添えます。 以上１件の登録につきまして、ご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。
議	長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第５号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第５号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第１５ 議案第６号「令和２年度むかわ町参考賃借料指標に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主	査	【議案第６号 朗読及び説明】 議案１０３ページに「令和２年度むかわ町参考賃借料（案）」を添付してございます。 本町においては、義務化されている「実勢賃借料の情報提供」を、１月から１２月に締結された賃借料を田畑別に集計し、地域ごとに最高額、最低額、平均額をホームページ上で公表しています。併せて、担い手の経営を守る視点から地域の平均的な担い手が負担しうる賃借料として「参考賃借料」を設定してございます。 参考賃借料の取り組みは、平成２１年の農地法改正により、それまで標準小作料として定めていたものが廃止となり、ただし地域の混乱や農業者の不安などを払拭するため、町農委独自で参考賃借料を定めるようになったものです。 摘要欄の作物等については、過去、鶴川地区、穂別地区それぞれ定めていたものを集約し今の 指標としておりますが、今回、各地区委員会を経て、総会

主	査	前に行いました四役会議で確認し、令和２年度においては昨年度と同様の指標にて参考賃借料（案）を本総会に上程することとしました。 なお、これまでも利用権設定等の際には、この数字の外、土地の形状、条件等をかんがみ、地域協議等を踏まえ賃料等は設定してきていることと思いますし、最終的には農業委員会の決定となりますが、今後についても、地域や出し手、受け手の納得のできる形での設定等をお願いしたいと思います。 議案説明は以上でございますのでご確認いただきご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。 （質問、意見なし）
議	長	質問意見がありませんので、議案第６号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なし）
議	長	ご異議がないようですので、議案第６号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第１６ 議案第７号「令和２年度むかわ町農作業標準賃金・機械作業料金指標に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主	査	【議案第７号 朗読及び説明】 議案１０５ページに「令和２年度農作業標準賃金・機械作業料金（案）」を添付してございます。また、別紙にてＡ３拡大版の料金（案）もお配りしておりますのでご参照ください。 本件は、町農業者が農作業等の受委託等の参考とするため、その求めに応じて示しているという主旨でございます。 令和２年度（案）を提案するにあたり、これまで各地区委員会を経て、総会前に行いました四役会議で確認してきておりますが、合併後大きな料金改定が行われていなく、その間消費税改定や人件費等の上昇等もみられます。これらを総合的に対応するため昨年１０月の消費増税を機とした内容を作業料金全体に反映させております。また、農作業標準賃金については厚生労働省の定める北海道最低賃金が改正されていることにより、時間当たり８３５円から８６１円に変更しております。 全体的に受託側の視点から適正な料金反映となるよう令和２年度について、このような形で定めることについてご提案を申し上げますので、内容をご確認いただきご審議ご決定下さいますようお願いいたします。以上です。
議	長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。 （質問、意見なし）
議	長	質問意見がありませんので、議案第７号は、原案のとおり決定することにご

議	長	異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第7号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第17 議案第8号「下限面積（別段の面積）の設定に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主	査	【議案第8号 朗読及び説明】 議案107ページに設定についての（案）を添付してございます。 農地法による農地の権利取得は権利取得後の面積が北海道は2ha以上という下限面積が設定されています。ただし、農業委員会が農林水産省令で定める基準にしたがい定めることで2ha以下に設定することも可能であり、また、設定の必要性については、毎年、農業委員会で審議し、結果を公表する必要があります。 さて、本町の現状が基準に沿うかどうかですが、1点目として、2015農林業センサス等の結果から町内で2ha未満の農地で耕作している経営体数が全経営体の21.2%と約2割であり、基準である4割に満たない状況であること、また、2点目としてすでに集団的な土地利用で農地の有効利用が図られてきている現状から、集落の営農体系に支障がないようにすることが必要であります。 以上を勘案しながら、現行の下限面積である2haを維持し、令和2年度についてもこれまでと同様に別段の面積を設定しない旨、ご提案しますのでご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第8号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第8号は原案どおり決定いたします。 以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の総会の開催日は、4月27日に召集いたしますのでよろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。